

「総合評価方式」基準の一部改定について

総合評価方式【特別簡易型】及び総合評価方式【技術力評価型】について、「評価の方法」並びに「落札者の決定方法」において、「最低制限価格」を採用していたが、これに替えて「低入札価格調査」制度を採用することとする。

主な改定内容

総合評価方式【特別簡易型】

(評価の方法)

現 行

第 9 条 総合評価方式の評価は、価格点と評価点を合計した評価値による。

2 価格点及び評価点の算定は次のとおりとし、価格点と評価点との比は、1:1 とする。

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= 50 \times \left\{ \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低制限価格}} + \frac{\text{最低制限価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2} \right\} \\ \text{評価点} &= 50 \times \frac{\text{施工能力点}}{\text{施工能力点(満点)}} \end{aligned}$$

価格点及び評価点は、小数点以下第四位を四捨五入し、小数点以下第三位までの値とする

入札価格:当該入札参加者の入札価格

施工能力点:当該入札参加者及び当該入札希望参加者の施工能力点

改訂後

第 9 条 総合評価方式の評価は、価格点と評価点を合計した評価値による。

2 価格点及び評価点の算定は次のとおりとし、価格点と評価点との比は、1:1 とする。

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= 50 \times \left\{ \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} + \frac{\text{調査基準価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2} \right\} \\ \text{評価点} &= 50 \times \frac{\text{施工能力点}}{\text{施工能力点(満点)}} \end{aligned}$$

価格点及び評価点は、小数点以下第四位を四捨五入し、小数点以下第三位までの値とする

入札価格:当該入札参加者の入札価格（入札価格が調査基準価格を下回った場合は調査基準価格）

施工能力点:当該入札参加者及び当該入札希望参加者の施工能力点

(落札者の決定方法)

現 行

- 第 10 条 入札価格が、最低制限価格以上で予定価格以下の範囲内であるもののうち、第 9 条第 1 項の評価値の最も高いものを落札者とする。
- 2 前項の評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 3 最低制限価格を下回る入札価格は失格とする。
- 4 予定価格を上回る入札価格は無効とする。ただし、再入札を妨げるものではない。

改訂後

(落札者の決定方法)

- 第 10 条 入札価格が、調査基準価格以上で予定価格以下の範囲内である者のうち、第 9 条第 1 項の評価値の最も高い者を落札者とする。
- 2 前項の評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 3 調査基準価格を下回る者が落札候補者となった場合は、低入札価格調査実施要領に基づき、落札者を決定する。

総合評価方式【技術力評価型】

(評価の方法)

現 行

第 10 条 総合評価方式 [技術力評価型] の評価は、価格点と評価点を合計した評価値による。

(1) 価格点及び評価点の算定は次のとおりとし、価格点と評価点との比は、1 : 1 とする。

$$\text{価格点} = 70 \times \left\{ \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低制限価格}} + \frac{\text{最低制限価格}}{\text{入札価格}} \right) \times \frac{1}{2} \right\}$$

$$\text{評価点} = 70 \times \frac{\text{技術点(合計)}}{\text{技術点(満点)}}$$

(2) 技術点は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし別表 1 のとおりとする。

なお、施工能力点は第 7 条第 7 号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、入札案件参加希望申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

価格点及び評価点は、小数点以下第四位を四捨五入し、少数点以下第三位までの値とする。

入札価格：当該入札参加者の入札価格

技術点：当該入札参加者及び当該入札希望参加者の技術点

改訂後

第 10 条 総合評価方式 [技術力評価型] の評価は、価格点と評価点を合計した評価値による。

(1) 価格点及び評価点の算定は次のとおりとし、価格点と評価点との比は、1 : 1 とする。

$$\text{価格点} = 70 \times \left\{ \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} + \frac{\text{調査基準価格}}{\text{入札価格}} \right) \times \frac{1}{2} \right\}$$

$$\text{評価点} = 70 \times \frac{\text{技術点(合計)}}{\text{技術点(満点)}}$$

(2) 技術点は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし別表 1 のとおりとする。

なお、施工能力点は第 7 条第 7 号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、入札案件参加希望申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

価格点及び評価点は、小数点以下第四位を四捨五入し、少数点以下第三位までの値とする。

入札価格：当該入札参加者の入札価格(入札価格が調査基準価格を下回った場合は調査基準価格)

技術点：当該入札参加者及び当該入札希望参加者の技術点

(落札者の決定方法)

現 行

- 第 13 条 入札価格が、最低制限価格以上で、予定価格以下の範囲内であるもののうち、第 10 条第 1 項の評価値の最も高いものを落札者とする。
- 2 前項の評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
 - 3 最低制限価格を下回る入札価格を失格とする。
 - 4 予定価格を上回る入札価格は無効とする。ただし、再入札を妨げるものではない。

改訂後

- 第 13 条 入札価格が、調査基準価格以上で、予定価格以下の範囲内である者のうち、第 10 条第 1 項の評価値の最も高い者を落札者とする。
- 2 前項の評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
 - 3 調査基準価格を下回る者が落札候補者となった場合は、低入札価格調査実施要領に基づき、落札者を決定する。

施行日

平成 30 年 5 月 10 日以降に公表する案件から適用するから施行する。